

## 2 令和8年度 国民健康保険料率について

### (1) 令和8年度 府内統一保険料率

令和6年度から府内統一保険料率

→ 府内のどこにお住まいでも「同じ所得、同じ世帯構成」であれば、「同じ保険料額」



		令和7年度	令和8年度	増減
医療分	平等割	33,574円	33,908円	+334円
	均等割	34,424円	34,990円	+566円
	所得割	9.30%	9.50%	+0.20%
	賦課限度額	65万円	66万円	+1万円
後期高齢者 支援金分	平等割	10,761円	10,845円	+84円
	均等割	11,034円	11,191円	+157円
	所得割	3.02%	3.06%	+0.04%
	賦課限度額	24万円	26万円	+2万円
介護納付金分	均等割	18,784円	18,682円	▲102円
	所得割	2.56%	2.60%	+0.04%
	賦課限度額	17万円	17万円	増減なし
子ども・子育て 支援納付金分	均等割	—	1,841円	+1,841円
	所得割	—	0.28%	+0.28%
	賦課限度額	—	3万円	+3万円

※ 0歳～17歳の保険料は、医療分+後期高齢者支援金分

18歳～39歳及び65歳～74歳の保険料は、医療分+後期高齢者支援金分+子ども・子育て支援金分

40歳～64歳の保険料は、医療分+後期高齢者支援金分+介護分+子ども・子育て支援金分

## ○ 一人当たり平均保険料額

		令和7年度	令和8年度	増減(率)	
計		177,109円	177,471円	+362円	+0.2%
内 訳	医療分+後期分+介護分	177,109円	174,040円	▲3,069円	▲1.7%
	子ども分	—	3,431円	+3,431円	—

### ➤ 子ども・子育て支援納付金分（新規）

令和8年度より「子ども・子育て支援金制度」が創設され皆増

(児童手当拡充等の財源に充てるため、医療保険料とあわせて支援金を徴収する仕組み)

※ 大阪府では「2方式」(所得割・均等割)により保険料を賦課

→ 18歳未満の均等割は10割軽減(18歳以上の大人で負担)

### ➤ 医療分・後期分・介護分

令和8年度診療報酬改定の影響等により、一人当たり保険給付費の見込額は増加しているものの、財政調整事業等による保険料抑制財源の増や国交付金の増等により、対前年度比マイナス

#### <診療報酬改定>

・ 改定率 +2.22%

1 診療報酬 +3.09%

2 薬価等 ▲0.87%

#### <財政調整事業等による保険料抑制財源>

・ 一人当たり抑制額の増

R7: 16,401円 → R8: 19,559円

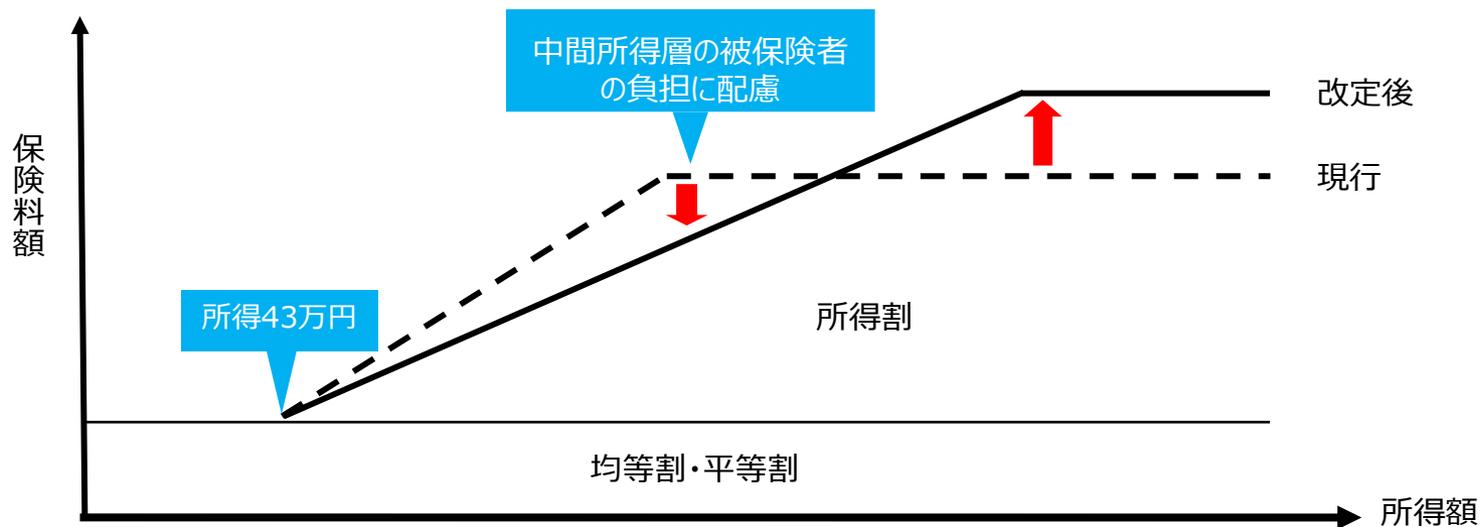
※ 統一保険料率を抑制・平準化するため、府の国保会計の剰余金等を充当

※ 保険料率の完全統一達成による国からのインセンティブ(一人当たり1,000円)を含む

## (2) 賦課限度額の改定

- 国において、中間所得層の保険料負担の緩和を図るため、令和7年度に保険料の賦課限度額に係る基準の引き上げ（医療分：65万円→66万円・後期高齢者支援金分：24万円→26万円）が行われた。
- 大阪府では、令和8年度からの府内統一保険料率に係る賦課限度額を国基準に合わせて引き上げることとした。
- 大阪市においても府内統一の賦課限度額とするため、令和8年度に本市条例を改正する。 ※令和8年4月1日改正

<保険料のイメージ図>



※賦課限度額（府内統一基準の考え方）

大阪府が毎年度、国保法の規定による市町村標準保険料率を算定し、市町村へ通知を行う日において施行されていた、国保法施行令で定める賦課限度額（子ども・子育て支援納付金分保険料については、令和8年4月1日施行の政令に定める額を設定する）

年度	R7	R8	改定額
医療分	65万円	66万円	+ 1万円
後期分	24万円	26万円	+ 2万円
介護分	17万円	17万円	据置
子ども分	-	3万円	+ 3万円
合計	106万円	112万円	+ 6万円